

島根県報

号外第一〇九号

平成十四年十月三十一日

(木曜日)

島根県選挙管理委員会公表第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、野津浩美後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条の規定に基づき、政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十一年島根県選挙管理委員会公表第四号）の一部を次のとおり訂正する。

平成十四年十月三十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

「資金管理団体」の野津浩美後援会のうち1中「1,679,837」を「1,559,837」に、「1,320,282」を「1,200,282」に改める。

「資金管理団体」の野津浩美後援会のうち2(1)イ中「1,320,000」を「1,200,000」に、「840,000」を「720,000」に改める。

「資金管理団体」の野津浩美後援会のうち2(1)合計中「1,320,282」を「1,200,282」に改める。

「資金管理団体」の野津浩美後援会のうち2(1)「寄附の内訳」b中「840,000」を「720,000」に改める。

内訳「資金管理団体」の野津浩美後援会のうち

〔表1〕ルナカ 120,000 西郷町

〔表2〕 小 840,000

〔表3〕 小 720,000

〔表4〕 小 720,000

目 次

選挙公表

政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（六件）

正 誤

平成十一年十月二十九日付け島根県報号外第一〇三号中

三

選挙管理委員会公表

島根県選挙管理委員会公表第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による政党その他の政治団体の平成十三年（第一回）の収支報告書の要旨を同法第二十条の規定により別冊のとおり公表する。

平成十四年十月三十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会公表第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による政党その他の政治団体の平成十二年（第二回）の収支報告書の要旨を同法第二十条の規定により別冊のとおり公表する。

平成十四年十月三十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会公表第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、野津浩美後援会及び土井博を育てる会から訂正の報告があったので、同法第二十条の規定に基づき、政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十二年島根県選挙管理委員会公表第一号）の一部を次のとおり訂正する。

平成十四年十月三十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

「資金管理団体」の野津浩美後援会のうち1中「3,760,791」を「2,560,791」に、「2,890,178」を「1,810,178」に、「870,613」を「750,613」に改める。

「資金管理団体」の野津浩美後援会のうち2(1)イ中「870,000」を「750,000」に、「150,000」を「30,000」に改める。

「資金管理団体」の野津浩美後援会のうち2(1)合計中「870,613」を「750,613」に改める。

「資金管理団体」の野津浩美後援会のうち2(1)「寄附の内訳」 a 中

「土井博」を「」に、

「120,000」を「」に、「徳政郡西郷町」を

「」に、「150,000」を「30,000」に改める。

「その他の政治団体」の土井博を育てる会のうち1中「923,145」を「0」に改める。

「その他の政治団体」の土井博を育てる会のうち2(1)イ中「923,145」を

「」に、「923,145」を「」に改める。

「その他の政治団体」の土井博を育てる会のうち2(1)合計中「923,145」を

「」に改める。

「その他の政治団体」の土井博を育てる会のうち2(1)「寄附の内訳」 a 中

「土井博」を「」に、

「693,145」を「」に、「浜田市」を

「」に、「230,000」を「」に、

「923,145」を「」に改める。

島根県選挙管理委員会公表第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、野津浩美後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条の規定に基づき、政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成十二年島根県選挙管理委員会公表第二号）の一部を次のとおり訂正する。

平成十四年十月三十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

「資金管理団体」の野津浩美後援会のうち1中「3,129,594」を「2,049,594」に、「1,335,337」を「1,215,337」に、「1,794,257」を「834,257」に改める。

「資金管理団体」の野津浩美後援会のうち2(1)イ中「1,794,000」を「834,000」に、「794,000」を「434,000」に、「1,000,000」を「400,000」に改める。

「資金管理団体」の野津浩美後援会のうち2(1)合計中「1,794,257」を「834,257」に改める。

「資金管理団体」の野津浩美後援会のうち2(1)「寄附の内訳」 a 中「794,000」を「434,000」に改める。

「資金管理団体」の野津浩美後援会のうち①「寄附の内訳」b中「1,000,000」を「400,000」に改める。

内訳「資金管理団体」の野津浩美後援会のうち

古崎博章	120,000	隠岐郡西郷町	長谷川祐二	200,000	松江市
野村古秀	120,000	〃	(その他)	54,000	
戸田栄一	180,000	〃	(小計)	794,000	
佐々木雅秀	120,000	〃			

を

古崎博章	120,000	隠岐郡西郷町	(その他)	54,000	
戸田栄一	60,000	〃	(小計)	434,000	
長谷川祐二	200,000	松江市			

に

(有)中脇工務店	120,000	隠岐郡西郷町	(有)坂田建設	120,000	隠岐郡西郷町
(有)大嶋ユカサキ	240,000	〃	(有)田島組	120,000	隠岐郡都万村
(有)花岡組	240,000	〃	(その他)	40,000	
(有)山本組	120,000	隠岐郡都万村	(小計)	1,000,000	

を

(有)大嶋ユカサキ	120,000	隠岐郡西郷町	(その他)	40,000	
(有)花岡組	120,000	〃	(小計)	400,000	
(有)坂田建設	120,000	〃			

に改める。

島根県選挙管理委員会公表第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項

の規定による政党その他の政治団体の収支に関する報告書について、島根県税理士政治連盟から訂正の報告があったので、同法第二十条の規定に基づき、政党その他の政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十三年島根県選挙管理委員会公表第一号)の一部を次のとおり訂正する。

平成十四年十月三十一日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

「その他の政治団体」の島根県税理士政治連盟のうち1中「1,855,377」を「2,328,977」に、「602,549」を「1,076,149」に改める。

「その他の政治団体」の島根県税理士政治連盟のうち2(1)イ中「602,000」を「1,075,600」に改める。

「その他の政治団体」の島根県税理士政治連盟のうち2(1)「寄附の内訳」c中「602,000」を「1,075,600」に改める。

正 誤

平成十一年十月二十九日付け島根県報号外第一〇三号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
一三五五十四	島根県選挙管理委員会公表第四号の表中	「その他の政治団体」	「資金管理団体」

毎週火・金曜日発行

平成十四年十月三十一日印刷
平成十四年十月三十一日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)